

情報・システム研究機構建設工事等に係る事務処理要領

〔平成17年4月1日〕
制 定

最近改正 令和3年3月25日

目次

- 第1章 総則（第1条―第5条）
- 第2章 資格審査等（第6条―第17条）
- 第3章 入札手続一般（第18条―第32条）
- 第4章 業者選定等（第33条―第35条）
- 第5章 中小建設業者の受注機会の確保等（第36条―第38条）
- 第6章 工事請負契約関係（第39条―第53条）
- 第7章 設計監理（第54条―第64条）
- 第8章 工事の監督・検査（第65条―第69条）
- 第9章 その他（第70条―第73条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下、「機構」という。）における施設整備事業に伴う建設工事等に係る事務処理については、情報・システム研究機構会計規程（以下「会計規程」という。）、情報・システム研究機構会計実施規程（以下「会計実施規程」という。）、情報・システム研究機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）及びその他の規程、規則又はこれらに基づく特段の定めによるほかは、この要領の定めるところによる。

（定義及び法令等の準用における読み替え）

第2条 この要領において、「建設工事」又は「工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

2 この要領において、関係法令及び文部科学省の通知等を準用する場合、「会計法」及び「予算決算及び会計令」とあるのは「会計規程及び会計実施規程（以下、「会計規程等」という。）」と読み替え、「契約担当官」、「契約担当官等」、及び「支出負担行為担当官」とあるのは「機構長」と読み替え、「国庫」とあるのは「機構」と読み替え、「官職」とあるのは「役職」と読み替え、「官職氏名」とあるのは「役職氏名」と読み替え、「文部科学省発注工事請負等契約規則」とあるのは「情報・システム研究機構工事請負契約要領（以下、「工事請負契約要領」という。）」と読み替えるものとする。

（適用法令等）

第3条 機構は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）（以下「適正化法」という。）及びこれに基づく政令の適用を受ける機関であることから、適正化法第15条第1項により国が定めた公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成23年8月9日付け閣議決定）に配慮するものとする。

2 機構は建設業法（昭和24年法律第100号）及びこれに基づく政令の適用を受ける機関であることから、工事の発注者として遵守すべき規定については信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

3 機構は公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）（以下「品確法」という。）及びこれに基づく政令の適用を受ける機関であることから、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(条約等の遵守)

第4条 機構は政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける機関であることから、公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画について(平成6年1月18日付け閣議了解)を遵守するとともに、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針について(平成8年7月19日付け文教施設部長通知国施第27号)を準用するものとする。

(消費税の改正等に係る入札・契約等の取扱い)

第5条 消費税の税率の改正及び地方消費税の導入に伴う入札・契約等の取扱いについては、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う文教施設整備に係る入札・契約等の取扱いについて(平成31年3月28日付け文教施設企画・防災部長通知30文科施第563号)を準用するものとする。

第2章 資格審査等

(基本通知の適用)

第6条 競争契約参加資格審査手続における申請者の負担の軽減及び機構の審査事務の合理化を推進するため、競争契約参加資格審査手続の簡素合理化に関する申合せ(平成6年1月12日付け各省庁大臣官房会計課長等申合せ)を適用するものとする。ただし、二(一)ウの規定は適用しないものとする。

(一般競争参加者の資格)

第7条 一般競争参加者の資格については、一般競争参加者の資格(平成30年5月9日付け文部科学大臣決定)を準用するものとする。

(一般競争参加者の資格制限)

第8条 一般競争参加者の資格制限については、一般競争参加者の資格制限(平成21年3月9日付け文科会第858号)を準用するものとする。

(指名競争参加者の資格)

第9条 指名競争参加者の資格については、指名競争参加者の資格(平成13年3月14日付け文部科学大臣決定)を準用するものとする。

(指名基準)

第10条 指名基準については、指名基準(平成17年5月16日付け文部科学大臣決定)を準用するものとする。

(特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格)

第11条 特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格については、特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格(平成13年1月6日付け文部科学大臣決定)を準用するものとする。

(建設工事に係る一般競争参加資格等の取扱い)

第12条 建設工事に係る一般競争参加資格等の取扱いについては、建設工事に係る一般競争参加資格等の取扱いについて(平成30年5月9日付け文教施設企画部長通知30文科施第56号)を準用するものとする。

(建設工事に係る一般競争(指名競争)参加資格者として認める者)

第13条 一般競争参加者の資格(平成30年5月9日付け文部科学大臣決定)第7条第2項により文教施設企画部長から「一般競争(指名競争)参加資格認定通知書」を受けた者は、機構における建設工事に係る一般競争(指名競争)参加資格者として認めるものとする。

(設計・コンサルティング業務に係る一般競争(指名競争)参加者の資格を持つ者として認める者)

第14条 一般競争参加者の資格(平成30年5月9日付け文部科学大臣決定)第36条第2項により文教施設企画部長から「一般競争(指名競争)参加資格認定通知書」を受けた者は、機構における設計・コンサルティング業務の一般競争(指名競争)参加資格者として認めるものとする。

(機構が行う資格審査)

第15条 前2条に規定する以外の者で機構の行う建設工事等の一般競争入札に参加しようとする者から一般競争参加者の資格の審査について申請を受けたときは、文部科学省の定める資格審査に関する取扱いに準じて審査し、資格を与えるものとする。

(共同企業体等の資格等の取扱い)

第16条 共同企業体等の資格等の取扱いについては、共同企業体等の取扱いについて(平成18年11月7日付け文教施設部長会計課長通知第360号)及び「共同企業体等の取扱いについて」の事務処理について(平成19年3月15日付け契約情報室長通知18施企第63号)を準用するものとする。

(共同企業体に係る同種工事経験等の取扱い)

第17条 競争入札における共同企業体に係る同種工事経験等の取扱いについては、一般競争入札方式等における共同企業体に係る同種工事経験等の取扱いについて(平成14年11月15日付け文教施設部施設企画課監理室長通知14施企第21号)を準用するものとする。

第3章 入札手続一般

(一般競争入札方式)

第18条 一般競争入札方式を実施する場合の入札手続については、一般競争入札方式の実施について(平成15年3月19日付け文教施設部長通知14文科施第427号)を準用するものとする。

2 前項により一般競争入札方式を実施する場合の具体的手続については、一般競争入札方式の手続について(平成31年3月15日付け文教施設部指導課監理室長通知30施企第45号)を準用するものとする。

(入札執行回数)

第19条 建設工事における入札執行回数については、文教施設整備事業における入札執行回数について(平成9年3月31日付け文教施設部指導課監理室長通知9施指第16号)を準用するものとする。

(一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の点数」)

第20条 建設工事における一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の点数」については、一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の点数」について(平成26年2月20日付け文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知25施企第28号)を準用するものとする。

(入札保証金)

第21条 競争入札において入札保証金の納付させる場合の取扱いについては、入札保証金に関する試行について(令和3年3月1日付け文教施設企画・防災部長通知2文科施第430号)を準用するものとする。

(契約保証金の額)

第22条 建設工事における一般競争入札の契約保証金の額については、一般競争入札対象工事における契約保証金について（平成18年1月30日付け文教施設部長通知17施施企第22号）を準用するものとする。

（低入札価格調査基準価格）

第23条 工事請負契約要領第9条第一号の契約担当官等が定める割合は、文部科学省発注工事請負等契約規則第13条の基準の運用について（令和元年10月23日付け文教施設企画・防災部長通知元文科施第236号）を準用するものとする。

（工事希望型競争入札）

第24条 工事希望型競争入札を実施する場合の入札手続においては、工事希望型競争入札方式の実施について（平成20年10月1日付け文教施設企画部長通知第273号）を準用するものとする。

（競争参加資格等審査に係る委員会）

第25条 建設工事に係る競争参加資格等の審査を行うため、建設工事関係審議委員会を設置する。

2 前項の建設工事関係審議委員会の任務、構成その他必要な事項は別に定める。

（VE方式）

第26条 機構の発注する建設工事において、契約後VE（バリューエンジニアリング）方式を実施するときは、契約後VE方式の試行について（平成13年3月28日付け文教施設部長通知12文科施第102号）を準用するものとする。

2 一般競争入札方式における入札時VE方式を実施するときは、一般競争入札方式における入札時VE方式の試行について（平成10年3月31日付け文教施設部長通知文施指第125号）を準用するものとする。

（総合評価落札方式）

第27条 建設工事に関する競争入札を総合評価落札方式で実施するときは、工事に関する入札に係る総合評価落札方式について（平成12年3月31日付け文教施設部長通知国指第20号）及び総合評価落札方式の実施方針について（令和2年3月19日付け文教施設企画・防災部長通知元文科施第419号）を準用するものとする。

2 前項により総合評価落札方式を実施する場合の具体的手続については、総合評価落札方式の実施に伴う手続について（平成23年3月31日付け文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知22施施企第57号）を準用するものとする。

（電子入札方式の実施）

第28条 電子入札方式を実施しようとするときは、原則として文部科学省の電子入札システムを利用するものとする。

（工事発注情報の公表）

第29条 工事発注情報の公表においては、工事に係る発注の見通しに関する事項の公表について（平成28年11月14日付け文教施設企画部長通知28文科施第338号）を準用するものとする。

2 前項の工事発注情報の公表は、文部科学省の情報収集・公開システムを利用することができるものとする。

（競争参加資格等の公表）

第30条 競争参加資格及び基準等に関する事項の公表については、工事に係る競争参加資格及び基準等に関する事項の公表について（平成20年3月7日付け文教施設部長通知第462号）を準用するものとする。

(建設工事における入札及び契約の過程, 内容等に関する情報公表)

第31条 建設工事における入札及び契約の過程, 内容等に関する情報の公表については, 工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について(平成19年9月19日付け文教施設企画部長会計課長通知19文科施第223号)を準用するものとする。

(苦情処理の手続)

第32条 建設工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続については, 工事における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について(平成30年3月22日付け文教施設企画部長通知29文科施第354号)を準用するものとする。

第4章 業者選定等

(「建築一式」として資格を付与された者の取扱い)

第33条 一般競争(指名競争)参加資格者名簿のうち「建築一式」として資格を付与された者についての取扱いは, 「建築一式」として資格を付与された者の取扱いについて(昭和38年8月1日付け管理局長通知文施約第58号)を準用するものとする。

(指名停止の措置)

第34条 建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領については, 建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について(令和3年3月1日付け文教施設企画・防災部長通知2文科施第436号)を準用するものとする。

2 前項に係る苦情処理については, 指名停止等措置に係る苦情処理手続要領について(平成18年7月13日付け文教施設企画部長通知18文科施第181号)を準用するものとする。

(公正入札調査に係る委員会)

第35条 建設工事の発注に伴う入札の適正を期するため, 建設工事関係審議委員会を設置する。

2 前項の建設工事関係審議委員会の任務, 構成その他必要な事項は別に定める。

第5章 中小建設業者の受注機会の確保等

(適用法令)

第36条 機構は中小企業基本法(昭和38年法律第154号)及び官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)並びにこれらに基づく政令の適用を受ける機関であることから, 毎年度閣議決定される中小企業者に関する国等の契約の方針を遵守するものとする。

(通知等の準用)

第37条 中小建設業者の受注機会の確保については, 中小・中堅建設業者の受注機会の確保対策について(平成11年7月1日付け文教施設部長通知文施指第96号), 中小・中堅建設業者の受注機会の確保対策について(平成11年3月31日付け文教施設部指導課監理室長通知11施指第14号)を準用するものとする。

2 中小・中堅建設業者の受注機会の確保対策に関する手続については, 中小・中堅建設業者の受注機会の確保対策に関する手続の運用について(平成11年3月31日付け文教施設部指導課監理室長通知11施指第19号)を準用するものとする。

(官公需相談担当者の明確化)

第38条 中小建設業者の相談に応じ, 必要な指導を行うため, 官公需相談担当者を置く。

2 前項に定める官公需相談担当者は, 機構本部にあっては財務課財務係長とし, 研究所にあっては当該研究所の定めによるものとする。

第6章 工事請負契約関係

(競争加入者心得)

第39条 施設整備事業に係る契約事務執行の適正化を図るため、別に定める競争加入者心得についての規定を適用するものとする。

(現場説明書)

第40条 契約内容等の明確化を図ることにより工事請負契約に係る事務処理を円滑に行うため、必要に応じて別に定める現場説明書を作成するものとする。

(工事の設計、積算及び施工)

第41条 工事の設計、積算及び施工については、官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議において、中央省庁統一の基準として決定された官庁営繕関係技術基準類等統一基準、文部科学省特記基準等を準用するものとする。

(随意契約による場合の予定価格等)

第42条 契約事務取扱規程第34条第2号により、予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略することとした場合においても、必要に応じ、予定価格の積算を行い、その積算資料を当該契約に係る決議書に添付するものとする。

(随意契約による場合の見積書の徴取)

第43条 契約事務取扱規程第33条第1項第1号により随意契約を行う場合において、契約事務取扱規程第36条第1項により見積書を徴するときは、予定価格が250万円以上500万円未満の場合は3人以上とする。

(工事請負契約における随意契約方式の運用)

第44条 随意契約方式により建設工事の請負契約を締結するときは、工事請負契約における随意契約方式の的確な運用について（昭和59年11月27日付け文教施設部長通知文施監第67号）を準用するものとする。

2 建設工事請負契約における随意契約のガイドラインについては、工事請負契約における随意契約のガイドラインについて（平成11年1月20日付け文教施設部指導課監理室長通知11施指第4号）を準用するものとし、また、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項の規定による随意契約について（平成8年3月1日付け会計課長通知文会総第16の3号）を準用するものとする。この場合において、随意契約を行おうとする場合の事前の大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室への協議は不要とする。

(建設資材の価格変動等に伴う契約の変更)

第45条 建設資材の価格変動に伴い契約を変更する必要があるときは、建設資材の価格変動に伴う工事請負契約の変更について（昭和55年3月29日付け管理局長会計課長通知文管約第145号）、及びその都度通達される、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に関する規定を準用するものとする。

(工事関係保険)

第46条 工事請負契約を締結するとき、請負者に工事目的物、工事材料又は貸与品について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害を保険によって補うために火災保険、建設工事保険等の付保を求めるときの取扱いについては、工事関係保険について（平成12年3月31日付け文教施設部長通知文施指第49号）を準用するものとする。

(工事名称)

第47条 工事の内容を適切かつ簡明に表示することにより事務処理を円滑に行うため、工事名称の表示方法については、工事名称の表示について（平成4年2月14日付け監理室長通知4施指第9号）を準用するものとする。この場合において、学校等名は「情報・システム研究機構〇〇〇研究所」とし、国有財産法関連の規程は適用しないものとする。

（下請セーフティネット債務保証による工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度）

第48条 下請セーフティネット債務保証による工事請負代金債権の譲渡の承諾等をするときは、下請セーフティネット債務保証による工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について（平成25年3月29日付け文教施設企画部長会計課長通知24文科施第635号）を準用するものとする。

（工事の代価の前金払）

第49条 機構は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）（以下「前払金保証法」という。）及び政令の適用を受ける機関であることから、工事請負契約要領の別記第1号工事請負契約基準第35に規定する前金払を行う場合、前払金保証法第2条第4項に規定する保証事業会社により前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の前金払の範囲及び割合については、次の各項、各号に掲げるとおりとする。

2 工事における前金払について、範囲は第1号、割合は第2号の規定によるものとする。

一 一件の請負代金が1000万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。

二 請負代価の10分の4以内。ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前払金の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の5以内。

3 設計又は調査における前金払について、範囲は第1号、割合は第2号の規定によるものとする。

一 一件の請負代価が1000万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。

二 請負代価の10分の3以内。ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前払金の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の4以内。

4 測量における前金払について、範囲は第1号、割合は第2号の規定によるものとする。

一 一件の請負代価が1000万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。

二 請負代価の10分の3以内。ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前払金の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の4以内。

（工事の代価の中間前金払）

第50条 前条に規定する前払金以外の中間前払金を行う場合、前払金保証法第2条第4項に規定する保証事業会社により中間前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の中間前金払の範囲、割合及び支払いの条件については、次の各号に掲げるとおりとする。

一 中間前金払を実施できる範囲は、一件の請負代金が3000万円以上で、かつ、工期が6か月以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。

二 中間前金払を実施できる割合は、請負代価の10分の2以内。

三 支払いの条件は、工期の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工

事が行われていること、又は工事の進捗額が当該契約額の2分の1以上であること。

(国庫債務負担行為に基づく契約の場合の前金払等)

第51条 国庫債務負担行為に基づく前金払を行う場合、前払金保証法第2条第4項の規定による保証事業会社により前払金の保証がされた国庫債務負担行為に基づく公共工事の代価の前金払等の範囲、割合及び支払いの条件については、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 前金払は、国庫債務負担行為に基づく契約額について、各年度の支払計画に应ずる各年度の工事出来高予定額による年割額を定め、各年度毎の当該予定額に毎年度文部科学大臣が財務大臣に協議して定める前金払の割合に乗じた額について、各年度毎についてするものとする。
ただし、契約を締結した年度の次年度以降の分について、前年度における国庫債務負担行為に係る支出予算の繰越額がある場合の前金払の支払時期は、当該支出予算の繰越額に相当する部分の事業が完成した後においてするものとする。
 - 二 国庫債務負担行為に基づく契約について、前払保証期間が2事業年度にわたり、15か月を超えない場合で、かつ、当該期間について前払保証がなされている場合においては、第1年次の支出予算の範囲内で契約年度において、当該保証期間における工事完成予定額に、毎年度文部科学大臣が財務大臣と協議して定める前金払の割合に乗じた額についてすることができるものとする。
 - 三 国庫債務負担行為に基づく契約にかかる工事代金の部分払いについても、第2項の規定により部分払することができるものとする。
 - 四 繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担に係る契約についても、本条に準じて取扱うものとする。
- 2 契約により、工事の請負契約に係る既済部分に対し、その完済前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、その既済部分に対する代価の10分の9を超えることができない。
ただし、性質上可分の工事の請負契約に係る完済部分にあつては、その代価の全額までを支払うことができる。
- 3 前2項に定める国庫債務負担行為に基づく契約事務の取扱い及び手続きについては、国庫債務負担行為に基づく契約事務の取扱いについて(昭和40年6月1日付け管理局長通知文施約第94号)を準用するものとする。

(工事既済部分の出来形査定)

第52条 工事請負契約要領の別記第1号工事請負契約基準第38の規定による部分払いを行う場合の出来形査定は、工事既済部分出来形査定要領の改訂について(平成8年7月22日付け文教施設部長通知第65号)を準用するものとする。

(支出予算の繰越)

- 第53条 支出予算を繰り越す場合においては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(以下「補助金適正化法」という。)を適用するものとする。
- 2 補助金適正化法第7条第1項第五号の規定を適用される事態となった場合は、速やかに事務手続きをし、文部科学大臣の指示に従うものとする。
 - 3 前項に規定する手続きの結果、繰越しに係る事務手続きの実施を命ぜられた場合は、歳出予算の繰越事務について(平成10年10月1日付け会計課長通知国会第50号)及び歳出予算の繰越事務の促進について(平成5年2月25日付け会計課長通知国会第16号)を準用し、速やかに事務手続きを行うものとする。

第7章 設計監理

(設計・監理に係る委託報酬額)

第54条 請負工事設計及び監理業務の委託報酬額の算出は、国立文教施設整備に係る設計及び監理業務委託報酬額の算出について(平成21年5月15日付け文教施設企画部長通知21文科施第6071号)を準用するものとする。

(標準型プロポーザル方式)

第55条 設計者選定のための標準型プロポーザル方式を実施するときは、標準型プロポーザル方式の実施について(平成11年3月31日付け文教施設部長通知文施指第173号)を準用するものとする。ただし、同通知は、予定価格が1000万円以上の建設工事に係る設計・コンサルティング業務を建設コンサルタント等に委託しようとする場合に準用するものとする。

(公募型及び簡易公募型プロポーザル方式)

第56条 設計者選定のための公募型及び簡易公募型プロポーザル方式を実施するときは、公募型及び簡易公募型プロポーザルの実施について(平成11年3月31日付け文教施設部長通知文施指第174号)を準用するものとする。

(簡易公募型プロポーザル方式(拡大)の試行の準用)

第57条 設計者選定のための簡易公募型プロポーザル方式(拡大)の試行に係る本細則の運用においては、簡易公募型プロポーザル方式(拡大)の試行について(平成19年9月19日付け文教施設企画部長通知19文科施第220号)の規定を準用するものとする。

(環境配慮型プロポーザル方式の実施)

第58条 環境に配慮した建設工事の設計に係る本細則の運用においては、設計業務における環境配慮型プロポーザル方式の実施等について(平成20年3月31日付け文教施設企画部長通知19文科施第508号)の規定を準用するものとする。

2 前項により環境配慮型プロポーザル方式を実施する場合の具体的な手続きについては、設計業務における環境配慮型プロポーザル方式の手続きについて(平成20年3月31日付け契約情報室長通知19施企第36号)の規定を準用するものとする。

(プロポーザル方式の手続き)

第59条 プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続きについては、プロポーザル方式の手続きについて(平成11年3月31日付け文教施設部指導課監理室長通知11施指第20号)を準用するものとする。

(建設コンサルタント選定に係る委員会)

第60条 建設工事に係る調査・設計等の業務をプロポーザル方式によって建設コンサルタント等に発注しようとする場合において、技術的に最適なものを特定するために、建設工事関係審議委員会を設置する。

2 前項の建設工事関係審議委員会の任務、構成その他必要な事項は別に定める。

(設計業務委託契約)

第61条 設計業務に関する委託契約については、設計業務委託契約要項について(令和2年5月21日付け文教施設部長通知2文科施第75号)を準用するものとする。

2 設計業務における委託特記仕様書の書式については、文部科学省設計業務委託特記仕様書の改正について(平成31年2月20日付け文教施設企画・防災部参事官通知30施参事第47号)を準用するものとする。

3 設計業務委託における現場説明書の書式については、設計業務委託現場説明書書式について(平成23年3月31日付け監理室長通知22施企第61号)を準用するものとする。この場合において、「歳入歳出外現金出納官吏」及び「政府保管有価証券取扱主任官」とあるのは、「会計実施規程」第9条に定める者と読み替える。

(測量調査等請負契約)

第62条 測量調査等に関する請負契約については、測量調査等請負契約要項について(令和2年5月21日付け文教施設部長通知2文科施第77号)を準用するものとする。

(共同設計方式)

第63条 建設工事に係る設計業務を設計共同体に委託する場合の取扱いについては、建設工事に係る設計業務の共同設計方式の取扱いについて（平成11年3月31日付け文教施設部長通知文施指第175号）を準用するものとする。

(建設工事の監理)

第64条 建設工事の監理に関する業務を委託するときは、工事監理業務委託契約要項について（令和2年5月21日付け文教施設企画部長通知2文科施第76号）を準用するものとする。

第8章 工事の監督・検査

(適正な施工体制の確保等)

第65条 建設工事の施工体制を適切に把握するための点検その他の必要な措置については、工事現場における適正な施工体制の確保等について（平成27年3月23日付け文教施設部長通知26文科施第540号）を準用するものとする。

2 前項の通知のうち、建設工事現場における施工体制の把握の運用については、工事現場における施工体制の点検要領の運用について（平成28年3月31日付け契約情報室長通知27施企第42号）を準用するものとする。

(工事の請負契約の監督及び検査)

第66条 工事の請負契約の監督及び検査に関する基準については、「工事監督技術基準」及び「工事検査技術基準」について（平成23年3月31日付け文教施設企画部長通知22文科施第726号）を準用するものとする。

(工事の成績評定)

第67条 工事の成績評定については、工事成績評定要領の改正について（平成20年1月17日付け文教施設企画部長通知19文科施第370号）を準用するものとする。

2 前項に定める工事の成績評定を円滑に実施するため、工事成績評定実施規程の一部改正について（平成22年3月31日付け契約情報室長通知21施企第57号）を準用するものとする。

3 評定点の通知を受けた請負者から評定点についての説明を求められた場合は、別に定める建設工事関係審議委員会に意見を求めた上で回答するものとする。

4 前項の回答を受けた請負者から再説明を求められた場合は、文部科学省大臣官房文教施設企画部に設置される工事成績評定審査委員会に審議を依頼できるものとする。

5 工事成績の公表については、文部科学省の工事成績評定収集・公開システムを利用することができるものとする。

(施工体制台帳の作成等)

第68条 機構への提出が義務付けられる施工体制台帳の作成等を請負者に行わせるときは、施工体制台帳の作成等についての改正について（平成27年1月15日付け施設企画課長通知26受施企第29号）を準用するものとする。

2 建設業者の社会保険等未加入が確認された場合の対応については、建設業者の社会保険等未加入対策について（平成30年3月20日付け文教施設企画部長通知29文科施第374号）を準用するものとする。

(一括下請負等の禁止)

第69条 機構が発注する建設工事等における一括下請負等不正行為の排除については、施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について（平成13年4月13日付け文教施設部長通知13国文科施第2号）を準用するものとする。

第9章 その他

(暴力団排除)

第70条 機構が発注する建設工事等から暴力団排除の徹底を図るため、建設業からの暴力団排除の徹底について（昭和61年12月18日付け会計課長通知国会第95号）、文部科学省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成20年4月15日付け文教施設企画部長通知20文科施第14号）及び文部科学省発注工事等からの暴力団排除に係る手続について（平成20年4月15日付け文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知20施施企第1号）を準用するものとする。

(建設産業における生産システムの合理化への配慮)

第71条 建設産業における生産システムの合理化については、建設産業における生産システムの合理化指針について（平成3年3月1日付け文教施設部長通知国施第6号）に配慮するものとする。

(建設業許可行政庁等へ通知)

第72条 公共工事の受注者である建設業者に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第11条第1号又は第2号に該当すると疑うに足りる事実があるときの当該建設業者が建設業許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事への通知等の手続については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条に関する手続について（平成27年2月27日付け契約情報室長通知26施施企第41号）を準用するものとする。

(実施上必要な事項の定め)

第73条 この要領の実施について必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年11月22日から施行し、令和元年10月23日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行し、令和2年5月14日以降に入札公告等を行う工事から適用する。ただし、第61条、第62条、第64条については、令和2年5月21日以降に締結する契約から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。